

# 中泊町農業委員会会議録

平成29年2月14日

中泊町農業委員会

平成28年度中泊町農業委員会 2月定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月14日（火） 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 中泊町役場二階委員会室

3. 出席委員（12人）

|         |     |       |     |      |
|---------|-----|-------|-----|------|
| 会 長     | 15番 | 松坂龍美  |     |      |
| 会長職務代理者 | 14番 | 松田耕司  |     |      |
| 委 員     | 2番  | 神良一   | 3番  | 鈴木誠一 |
|         | 4番  | 外崎満幸  | 5番  | 葛西徳男 |
|         | 6番  | 長利弘貴  | 7番  | 大川新造 |
|         | 8番  | 葛西誠   |     |      |
|         |     |       | 11番 | 澤田健吾 |
|         | 12番 | 野上喜代次 | 13番 | 木村巧  |

4. 欠席委員（2人）

|     |    |      |     |      |
|-----|----|------|-----|------|
| 委 員 | 9番 | 大川賢一 | 10番 | 長利弘明 |
|     |    |      |     |      |

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第26号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第27号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第35号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第36号 平成28年度農作業労賃等標準額の決定について

議案第37号 中里農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について

議案第38号 設備整備計画の協議に関する意見について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく中泊町基本構想に対する意見について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一

次 長 前田和夫

総括主幹 開米るみ子

主 幹 今 雄 大

## 7. 会議の概要

事務局

ただいまから、平成28年度中泊町農業委員会2月定例総会を開会いたします。

本日、出席委員は14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会長

今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

議長

これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。

会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、議事録署名委員は、11 澤田健吾委員、12 番野上喜代次委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員開米総括主幹と今主幹を指名いたします。

以上で日程第2を終わります。

それでは、日程第3の報告第26合について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第26号

事務局

3ページをお開きください。報告第26号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。

平成29年2月14日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の賃貸借の合意解約は、5件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第26号について、何かご質問等ございましたら。

(質問無し)

議長 無いようですので、報告27号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第27号

事務局 14ページをお開き下さい。報告第27号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成29年1月実施分)の結果について、次のとおり報告する。  
平成29年2月14日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。1月分の農地移動あっせん申し出は4件ございました。内容については、資料をご覧ください。以上で報告終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第27号について、何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎ 議案第33号

議長 議案第33号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 17ページをお開き下さい。議案第33号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条第1項の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。平成29年2月14日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第33号について、受付番号45番と46番に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員 11番 澤田です。  
それでは報告いたします。去る2月1日、私と長利弘明委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は所有権移転が2件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号45番と46番の2件ございました。内訳は、売買が1件、農地移動適正化あっせん事業による売買が1件です。

受付番号45番は、中里字山科地内の1筆の田1,139平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をすることでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、問題ないと思われまます。

事務局 受付番号46番は、田茂木字若宮地内の7筆の田7,912平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号45番と46番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第33号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第34号

議長 議案第34号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 20ページをお開き下さい。議案第34号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第5条第1項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。平成29年2月14日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第34号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員 それでは報告いたします。去る2月1日、私と長利弘明委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条の転用許可申請が10件ございます。

申請地は10件とも田茂木若宮地区の、田であります。申請者は、風力発電の風車建設の会社で、転用目的は風力発電機建設予定地の風車設置作業用地を造成するとのことです。

現地調査の結果、申請地周辺の農地はすべて田であるが、申請目的が一時転用であることと、転用期間が平成29年3月1日から23ヶ月間で農作業に影響の無いように工事をするとのこととあります。これらのことから本事業目的の構築物を建築しても、農作物に被害を及ぼすことはないと思われま

よって、問題なく許可相当と認められます。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 資料21ページをお開き下さい。それではご説明いたします。

今回申請のあった5条の一時転用は、受付番号28-2から28-11番まで、件数が10件、許可を受けようとする農地が34筆、面積が15,594.26㎡で、すべて田茂木字若宮の田であります。一時転用の目的もすべて風力発電所建設に伴う、風力発電設備の設置作業用地としてであります。面積の大小はありますが、内容が同じですので一括してご説明いたします。申請地の四方はすべて田であります。本転用による汚水は発生せず、雨水については、沈砂池に集水後、上水を排水路へ流し、方面については、むしろを張る対策をとることとあります。周辺農業者からの同意を得ており、農作物に及ぼす影響もないものと思われま

す。許可基準に定める農地の区分としては、第1種農地（運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のaであります。第1種農地は原則として許可できないことになっております。ただし、不許可の例外で、仮設工作物の設置その他一時的な利用(3年以内)に供する場合、かつ、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない場合には許可できるとあります。

よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か質疑ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第34号は原案のとおり決定いたします。

議長 議案第35号の審議に入る前に、11番澤田委員に関する議案があります。農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから関係議案の審議中は退席願います。

(澤田委員退席)

◎ 議案第35号

議長 議案第35号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

56ページをお開き下さい。議案第35号中泊町農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成29年2月14日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします、平成28年2月8日付け中農政第287号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

59ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が6件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が3件と公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が3件となっています。

受付番号53番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮と高根字小金石の農地12筆、地目は田、面積は24,686㎡です。売買価格は729.7万円です。対価の支払い期限は平成29年2月27日を予定しております。

受付番号54番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地9筆、地目は田、面積は11,368㎡です。売買価格は200万円です。対価の支払い期限は平成29年2月27日を予定しております。

受付番号55番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字望月の農地4筆、地目は田、面積は10,583㎡です。売買価格は500万円です。対価の支払い期限は平成29年2月27日を予定しております。

受付番号56番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地13筆、地目は田、面積は8,192㎡です。売買価格は110万円です。対価の支払い期限は平成29年3月2日を予定しております。

受付番号57番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、豊岡字若松の農地1筆、地目は田、面積は1,423㎡です。売買価格は49.8万円です。対価の支払い期限は平成29年3月2日を予定しております。

受付番号58番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は4,028㎡です。売買価格は110万円です。対価の支払い期限は平成29年3月2日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

資料77ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規の設定が5件と再設定が7件で、面積は147,394平方メートルです。

受付番号100番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の21筆の「田」18,457平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり35,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号101番も新規の設定で、設定する農地は豊岡地内ほかの5筆の「田」13,973平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号102番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」14,157平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号103番も再設定で、設定する農地は薄市地内の2筆の「田」8,328平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号104番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の7筆の「田」12,593平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号105番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」6,323平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号106番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」24,437平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号107番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内の1筆の「田」6,280平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は無し。賃借料は全部で米10俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま



受付番号108番も新規の設定で、設定する農地は深郷田地内ほか2筆の「田」5,542平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号109番は再設定で、設定する農地は深郷田地内の3筆の「田」8,092平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号110番は新規の設定で、設定する農地は八幡地内の1筆の「田」12,375平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号111番は再設定で、設定する農地は富野地内の3筆の「田」16,837平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり33,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続いて資料85ページをお開き下さい。申請内容は農地中間管理機構の借入れが11件で設定する農地面積は130,286㎡です。それでは順次ご説明します。

受付番号機構28-29番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,188平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり17,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-30番は新規の設定で、設定する農地は高根地内の10筆の「田」28,467平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり17,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-31番は新規の設定で、設定する農地は薄市地内の3筆の「田」12,517平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は無し、賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-32番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の14筆の「田」18,230平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米1.2俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-33番は新規の設定で、設定する農地は富野地内の3筆の「田」6,225平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米1.2俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-34番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」7,594平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-35番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」12,065平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-36番は新規の設定で、設定する農地は薄市地内の3筆の「田」9,366平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-37番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の7筆の「田」14,532平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-38番は新規の設定で、設定する農地は豊岡地内の3筆の「田」7,608平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-39番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」8,494平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第35号は原案のとおり決定いたします。

(澤田委員着席)

◎ 議案第36号

議長 議案第36号「平成29年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 92ページをお開き下さい。「平成29年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」農作業労賃等標準額について、別紙資料に基づき総会の決定を求めます。  
平成29年2月14日提出 中泊町農業委員会会長。

議案第36号は「平成29年度中泊町農作業労賃等標準額の決定について」であります。

提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、平成29年農作業労賃等標準額を設定することについて、農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号の規定に基づき、本会の議決を求めるものであります。

今回の設定につきましては、1月の定例総会時に委員の皆様と協議した結果、昨年度決定した単価と同様でよいということでありましたので、提案させていただきます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑も無いようですので、お諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第36号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第37号

議 長

議案第37号「中里農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

94ページをお開き下さい。議案第37号「中里農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める。

平成29年2月14日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。平成29年2月6日付中農政第284号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに「中里農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について」意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

整理番号28-2は農用地区域への編入であります。申出書によりますと、農振農用地区域外にある中泊町大字田茂木字若宮地内の10筆の「田」、面積が9,679平方メートルを農振用地区域に編入してほしいとのことです。理由は、農用地区域に入っていないため、県営十三湖1期地区経営体育成基盤整備事業の地区外であったが、当該事業を実施することにより、農地の大区画化・汎用化を図り、より効率的な営農が出来るようにするためとのことです。

申請地は100ページの資料にある通り竹田集落に隣接する農地です。良好な営農条件を備えている農地で10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあると認められます。以上の条件から当該申請地は、農地区分 第1種農地 許可基準の第2の1の(1)のイの(ア)のaに該当するものと考えられ農振農用地への編入は妥当なものと考えられます。

整理番号28-3は農用地区域からの除外であります。事業計画によりますと農振農用地区域内にある中里字宝森地内の3筆の「田」、面積が5,959平方メートルの敷地に、幹線道路に直結する道路と寺院の駐車場を設置するため農振農用地区域から除外したいという内容になっております。事業計画者は宗教法人 日蓮宗、妙法寺です。

申請地は中泊町体育センターから北に約350メートルほど離れた、南が妙法寺、北が町道、西は宝森建設の資材置場、東は田に挟まれた小集団の農地であると認められます。以上の条件から当該申請地は、農地区分 その他の2種農地 許可基準第2の1の(1)のイの(ア)のaに該当するものと考えられ、事業計画者が当該申請地以外に道路及び駐車場用地として、近隣周辺にこれといった適地がないことを考慮すれば、農用地区域から除外もやむを得ないのではないかと考えられます。

整理番号28-4は農用地区域からの除外であります。事業計画によりますと農振農用地区域内にある中里字紅葉坂地内の1筆の「田」、面積が4,204平方メートルの敷地に、介護付きマンション2棟、ゲートボール場、駐車場を建設するため農振農用地区域から除外したいという内容になっております。事業計画者は社会福祉法人、奥津軽会です。

申請地は中泊町役場から東に約240メートルほど離れた、東が田、西が住宅、北が町道、南が町営住宅に挟まれた市街化の傾向が著しい区域に隣接する区域その他市街化が見込まれる区域内にある農地のうち、役場からおおむね500m以内の区域であると認められます。以上の条件から当該申請地は、農地区分 第2種農地 許可基準の第2の1の(1)のオの(ア)のaのbに該当するものと考えられ、事業計画者が当該申請地以外に介護付きマンション等として、近隣周辺にこれといった適地がないことを考慮すれば、農用地区域から除外もやむを得ないのではないかと考えられます。

整理番号28-5は農用地区域からの除外であります。事業計画によりますと農振農用地区域内にある尾別字浅井地内の7筆の「田」、面積が6,514平方メートルの敷地を、自らが経営する製材所の資材置場と運搬用通路として使用するため農振農用地区域から除外したいという内容になっております。事業計画者は有限会社、中里木材です。

申請地は中里能力開発校から西に約50メートルほど離れた、住宅と第1種農地から分断された小集団の農地であると認められます。以上の条件から当該申請地は、農地区分 其他2種農地 許可基準の第2の1の(1)のオの(ア)に該当するものと考えられ、事業計画者が当該申請地以外に資材置場等として、近隣周辺にこれといった適地がないことを考慮すれば、農用地区域から除外もやむを得ないのではないかと考えられます。

整理番号28-6は農用地区域からの除外であります。事業計画によりますと農振農用地区域内にある中里字紅葉坂地内の1筆の「田」、面積が1,929平方メートルの敷地に、店舗(ハッピードラック中里店)を建設するため農振農用地区域から除外したいという内容になっております。事業計画者は株式会社丸大サクラキ薬局です。

申請地は中泊町役場から北に約100メートルほど離れた、住宅と農地に挟まれた市街化の傾向が著しい区域に隣接する区域其他市街化が見込まれる区域内にある農地のうち、役場からおおむね500m以内の区域であると認められます。以上の条件から当該申請地は、農地区分 第2種農地 許可基準の第2の1の(1)のオの(ア)のaのbに該当するものと考えられ、事業計画者が当該申請地以外に店舗(ドラックストア)として、近隣周辺にこれといった適地がないことを考慮すれば、農用地区域から除外もやむを得ないのではないかと考えられます。

整理番号28-7は農用地区域からの除外であります。事業計画によりますと農振農用地区域内にある中里字宝森地内の2筆の「田」、面積が5,607平方メートルの敷地に、資材置場を設置するため農振農用地区域から除外したいという内容になっております。事業計画者は宝森建設興業株式会社です。

申請地は中泊町体育センターから北に約350メートルほど離れた、住宅と県道に挟まれた小集団の農地であると認められます。以上の条件から当該申請地は、農地区分 其他の2種農地 許可基準の第2の1の(1)のイの(ア)のaに該当するものと考えられ、事業計画者が当該申請地以外に資材置場用地として、近隣周辺にこれといった適地がないこと等を考慮すれば、農用地区域から除外もやむを得ないのではないかと考えられます。

整理番号28-8は農用地区域からの除外であります。事業計画によりますと農振農用地区域内にある中里字紅葉坂地内の3筆の「田」、面積が1,118平方メートルの敷地に駐車場を設置するため農振農用地区域から除外したいという内容になっております。事業計画者は運送業・有限会社 珍田工業 代表取締役 珍田恭一さんです。

申請地は中泊町役場から北東に約250メートルほど離れた、住宅と農地に挟まれた市街化の傾向が著しい区域に隣接する区域其他市街化が見込まれる区域内にある農地のうち、役場からおおむね500m以内の区域であると認められます。以上の条件から当該申請地は、農地区分 第2種農地 第2の1の(1)のオの(ア)のaのbに該当するものと考えられ、事業計画者が当該申請地以外に駐車場として、近隣周辺にこれといった適地がないこと等を考慮すれば、農用地区域から除外もやむを得ないのではないかと考えられます。

整理番号28-9は農用地区域からの除外であります。事業計画によりますと農振農用地区域内にある今泉字神山地内の2筆の「畑」、面積が457平方メートルの敷地に、既に住宅を建築しており地目を宅地に変更するため農振農用地区域から除外したいという内容になっております。事業計画者は会社員の朝野信治さんです。

申請地は中泊町学校給食センターから西に約200メートルほど離れた、今泉集落の緑辺部にある小集団の農地であると認められます。以上の条件から当該申請地は、農地区分 其他の2種農地 許可基準の第2の1の(1)のイの(ア)のaに該当するものと考えられ、事業計画者が当該申請地を親から譲り受けた土地であり既に住宅が建築されていること等から、農用地区域から除外もやむを得ないのではないかと考えられます。

以上、中里農業振興地域整備計画変更案についての説明とさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑も無いようですので、お諮りいたします。議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第37号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第38号

議 長 議案第38号「設備計画の協議に関する意見について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 118ページをお開き下さい。議案第38号「設備整備計画の協議に関する意見について」農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づき、青森県知事から別紙のとおり照会があったので意見を求める。平成29年2月14日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。平成29年2月1日付青構第930号で、青森県知事より当農業委員会会長あてに「設備整備計画の協議に関する意見について」意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

法律によると、青森県知事は、再生可能エネルギー発電設備等(当町の場合は風力発電です)が農用地を農用地以外のものにして設置する場合は当該地区の農業委員会の意見を聞くこととなっています。

町では、すでに中泊町再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会を立ち上げており、設置地区の十三湖土地改良区や認定農業者等から意見を聞いており風力発電事業に対する期待は大きいとのことであります。

また、風車設置により得られる固定資産税等収入を圃場整備事業や農業振興政策に活用できることなどから、問題ないものと思われま。

以上、中里農業振興地域整備計画の変更案についての説明とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第38号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第39号

議長 議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく中泊町基本構想」に対する意見についての審議に入ります。事務局より議案の朗読ならびに説明を求めます。

事務局 別綴りの資料をご覧ください。議案第39号「農業経営基盤強化促進法に基づく中泊町基本構想」に対する意見について、中泊町長から農業経営基盤強化促進法第6条の規定により「農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想」の見直しについて、意見を求められたものである。平成29年2月14日提出、中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成29年2月14日付け中農政第292号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに「農業経営基盤強化促進法に基づく中泊町基本構想」に対する意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

【資料を基に事務局より説明】

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、何か質疑ございませんか。

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。

議長 第39号議案について、承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、承認と決定いたします。

議 長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局 報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長 以上で、本日の報告事項及び議案の審議ならびに協議事項はすべて終了いたしました。  
その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成28年度中泊町農業委員会2月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年2月14日

農業委員長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

\_\_\_\_\_